

令和5年12月27日招集

第9回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和5年度 第9回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月27日(水) 午後1時30分から午後3時まで

2. 開催場所 佐渡市役所新庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員 : (23名)

- | | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|
| 1. 藪田 亨 | 2. 渡邊 秀一 | 4. 民部 猛 | 5. 仲川 庸一 |
| 6. 細野 真二 | 7. 山田 隆生 | 8. 本間 隆 | 9. 土屋 七司 |
| 10. 忠野 佳純 | 11. 中川 義弘 | 12. 古屋野 勝 | 13. 北見 尚志 |
| 14. 佐々木 雅文 | 15. 池 克博 | 16. 西村 幸子 | 17. 本間 一寿 |
| 18. 金切 秀明 | 19. 大野 雄一郎 | 20. 西野 春彦 | 21. 渡邊 実 |
| 22. 久保 守 | 23. 佐々木 隆正 | 24. 金田 勝廣 | |

4. 欠席委員 : (1名) 3. 森田 聡

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

- 議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画(貸借)の決定について
- 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
- 議案第7号 佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書について
- 議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
- 議案第9号 令和6年度農作業参考賃金一覧表について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

- ① 農地の転用事実に関する照会について(新潟地方法務局佐渡支局)
- ② 農地転用事実確認願について
- ③ 農地法施行規則第29条の届出について
- ④ 農地改良届の受理について
- ⑤ 農地法第18条の規定による通知について
- ⑥ 認定農業者について

2) 農政振興部会協議報告事項について

- ① 巡回農事相談会について
- ② 新規就農者訪問について

3) JA推薦委員からの連絡事項等について

4) 会務報告・会務予定について

5) その他

7. 農業委員会事務局出席職員

局 長 計良 朋尚 次 長 木下 和重 係 長 野嶌 雅博 係 長 伊藤 雅之
主 任 池 剛宏

8. 会議の概要

局 長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和5年度第9回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	日が経つのも早いもので早1年経ちました。皆さんには大変お世話になっておりますが、今日の午前中に農業再生協議会がありまして、来年の生産調整は一般的には32.48%をしなきゃならないということでございます。それと22日の補正で承認されました物価高騰による佐渡市の補助が可決されましたことで、1月10日の農事連絡員の時に皆さんに配布して1月末まで、水田だけですが、主食米の面積のみの補助を3,000円足すということでございまして、2月になると畑の申請もあります。それは、畑と園芸の申請があります。それは3,500円の申請があります。令和4年よりも5年の方が高額の方は、対象になりませんということでございます。要は収入がそれだけあるものだから影響ないということでした。これから今年最後の総会に入ります。
局 長	ありがとうございます。本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。3番森田委員の1名でございます。ただ今の出席委員は、委員定数24名中23名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。 それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、第9回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」についてお諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	「異議なし」の声がございますので、11番中川委員、12番古屋野委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について審議を行います。12月19日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
1 4 佐々木雅文	12月分の農地部会を12月19日に開催し、部会案件を予備審査いたしました。

	その結果、事務局より提出された全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。また、現地確認については各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員に調査依頼いたしました。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」 2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号農地法の適用を受けない事実確認願、議案書 2 頁をご覧ください。今月 2 件、田 5 筆 8,966 m²、畑 7 筆 3,424 m²、計 12,390 m²。 案件番号 1 番、新潟市の方からの申請で、畑野の田 3 筆 3,866 m²、畑 5 筆 1,365 m²、計 8 筆 5,231 m²、荒廃化が著しく原野、森林の様相により山林で整理するものです。9 月 26 日に現地確認を行いました。 案件番号 2 番、新潟市の方からの申請で、杉野浦の田 2 筆 5,100 m²、畑 2 筆、2,059 m²、計 4 筆 7,159 m²、荒廃化が著しく原野、森林の様相により山林で整理するものです。10 月 26 日に現地確認を行いました。以上 2 案件については非農地の基準を満たすと考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件 1 番について現地調査報告を行った 6 番細野委員から報告をお願いします。
6 細野 真二	案件 1 番について、9 月 26 日に農業委員 2 名、推進委員、事務局とで現地を確認しました。今ほどの事務局の説明のとおり、非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った 12 番古屋野委員から報告をお願いします。
1 2 古屋野 勝	案件 2 番について、10 月 26 日に農業委員 2 名、推進委員、事務局とで現地を確認しました。事務局の説明のとおり、非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番、2 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 1 号 農地法の適用を受けない事実確認願」 2 件を承認し、証明書を発行することに決定いたします。 次に、「農地法第 3 条の規定による許可申請」 13 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局	議案第2号農地法第3条の許可申請になります。議案書の3頁から5頁をご覧ください。今月13件、田9筆26,666㎡、畑17筆6,330㎡、合計32,996㎡になります。 案件番号1番、新潟市の方から原黒の方に、原黒の畑2筆446㎡売買になります。10月30日現地確認を行いました。 案件番号2番、新潟市の方から上横山の方に、上横山の畑2筆919㎡売買になります。12月26日現地確認を行いました。 案件番号3番、さいたま市の方から羽吉の方に、羽吉の畑1筆404㎡売買になります。12月26日現地確認を行いました。 案件番号4番、千葉県の方から小川の方に、小川の畑1筆181㎡売買になります。12月22日に現地確認を行いました。 案件番号5番、八幡町の方から大小の方に、八幡の田1筆613㎡売買になります。6月26日に現地確認を行いました。 議案書の4ページになります。 案件番号6番、八幡の方から沢根の方に、八幡の田1筆2,389㎡と案件番号7番、沢根の方から八幡の方に、八幡の田1筆1,971㎡交換になります。12月25日現地確認を行いました。 案件番号8番、茨城県の方から中興乙の方へ、中興の田1筆7,103㎡売買になります。12月22日に現地確認を行いました。 案件番号9番、原黒の方から秋津の方に原黒の田419㎡、新穂潟上の田1,725㎡、計2筆2,144㎡売買です。両津の原黒地区につきましては9月28日現地確認、新穂潟上につきましては、10月30日現地確認を行いました。 案件番号10番、柏崎市の方から秋津の方に新穂潟上の田1筆4,371㎡売買になります。9月28日現地確認を行いました。 案件番号11番、寺田の方から新穂瓜生屋の方に、新穂瓜生の畑3筆777㎡贈与になります。11月24日に現地確認を行いました。 案件番号12番、吉岡の方から吉岡の方に、吉岡の田1筆2,502㎡、畑1筆54㎡、計2筆2,556㎡売買になります。12月20日現地確認を行いました。 案件番号13番、新潟市の方から杉野浦の方に杉野浦の田1筆5,573㎡、畑7筆3,549㎡、計8筆9,122㎡売買になります。12月21日に現地確認を行いました。以上、全て許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件1番について現地確認を行った1番藪田委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件1番について、10月30日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	次に、案件2番について現地調査を行った7番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件2番について、12月26日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準

議 長	を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。 続いて、案件 3 番について現地調査を行った 2 番渡邊秀一農政振興部会長から報告をお願いします。
2 渡邊 秀一	案件 3 番について、12 月 26 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 4 番について現地調査を行った 13 番北見委員から報告をお願いします。
1 3 北見 尚志	案件 4 番について、12 月 22 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 5 番から 7 番について現地調査を行った 9 番土屋委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件 5 番は 6 月 26 日に、案件 6 番、7 番は 12 月 25 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 8 番について現地調査を行った 5 番仲川委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件 8 番について、12 月 22 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	続いて、案件 9 番から 11 番について現地調査を行った 18 番金切委員から報告をお願いします。
1 8 金切 秀明	案件番号 9 番について、両津地区を含め総括して報告いたします。 原黒の田は両津の担当農業委員から 9 月 28 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認し、適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていたと聞いております。 新穂潟上については、10 月 30 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず結果基準を満たしていました。 続きまして、案件番号 10 番は 9 月 28 日、案件番号 11 番は 11 月 24 日に農業委員、推進委員事務局で現地を確認しました。いずれも適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず許可基準を満たしておりました。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

議 長	続いて、案件 12 番について現地調査を行った 23 番佐々木隆正会長職務代理者から報告をお願いします。
2 3 佐々木隆正	案件 12 番について、12 月 20 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	最後に、案件 13 番について現地調査を行った 12 番古屋野委員から報告をお願いします。
1 2 古屋野 勝	案件 13 番について、12 月 21 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 13 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」案件 13 番を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第 4 条の規定による許可申請」2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 6 頁になります。まず案件番号 1 番、金井新保の方からの申請で申請地は金井新保の田 94 m²、変更目的は個人住宅を増築するためです。申請理由は家族が成長し手狭なため、増築したいものです。場所は金井地区郊外で金井中学校から東に約 850m に位置しており、農地区分でいうと中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない生産力の低い農地で、農地の広がり 0.1ha 程度です。第 2 種農地に該当します。実現性において問題はありません。追認転用です。また、汚水は、公共下水道へ排出するため周辺農地への影響ありません。農振除外を経ての申請です。 案件番号 2 番、長石の方からの申請で、申請地は長石の畑 4.87 m²です。進入路を設置するためです。申請理由が、隅切りの形状を変更することにより、出入りしやすくするため転用したいものです。場所は、国道 350 号線真野新町のバス停から北北西に約 220m に位置しており、農地区分でいうと周辺は市街化が進んでいる地域の隣接地域であり、農地区分で第 2 種農地に該当します。実現性においても自己資金で賄えるため問題ありませんし、進入路であり、汚水は排出されないため、周辺農地への影響ありません。ご審議よろしくをお願いします。

議 長	それでは、案件番号 1 番について、現地調査を行った 5 番仲川委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件 1 番について、12 月 22 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。申請地は、事務局説明のとおり、農地の非常に広がりもありません。手狭になったため、隣接農地に住宅を増築するものであり、やむを得ないものと思います。また、汚水は公共下水道へ排出するため、農地への影響もないと思います転用許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願いします。
議 長	それでは、案件番号 2 番について、現地調査を行った 23 番佐々木隆正会長職務代理者から報告をお願いします。
2 3 佐々木隆正	案件 2 番について、12 月 20 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。以前、農地パトロールのときにこの辺を見ていただいたと思うのですが、その近くになります。部分的に拡張するものであって何ら問題はないものと考えております。ご審議ください。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方お願いします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番、2 番の案件につきまして、一括して採決を行います。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」2 件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第 5 条の規定による許可申請」6 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 9 頁をご覧ください。今月 5 条申請 6 件ございます。 案件番号 1 番、譲受人が木材会社、譲渡人は東京都の方他 3 名です。申請地は、上横山の田 2,323 m²、所有権の移転売買です。申請目的は資材置場の設置です。申請理由は、資材置場が足りなくなったため、隣接地を資材置場として利用したいものです。場所は両津地区の上横山、佐渡縦貫線と国道 350 号線の交差点信号から南に約 150m に位置しております。農地区分でいうと農地の広がり 10ha 以上ある第 1 種農地に該当します。第 1 種農地は原則転用できないのですが、例外的に許可ができる中に、住宅その他、土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続し設置されるものに該当し、立地基準上問題ありません。一般基準の転用の実現性においても自己資金で賄えるため、問題ございません。汚水も資材置場であるので排出しません。周辺農地の影響もございません。 案件番号 2 番、譲受人が原黒の方、譲渡人は新潟市の方です。申請地は原黒の畑 93 m²、所有権の移転・贈与です。申請目的が納屋に隣接する畑を庭として利用し

議 長 7 山田 隆生	たいものです。申請理由は、現在の宅地の庭が狭いので植栽などをするため転用したいものです。場所は、佐渡一周線住吉北バス停から西に約 200m に位置しております。農地区分でいうと市街地の中にある農地で第 3 種農地に該当します。第 3 種農地は原則転用できます。一般基準の転用実現性においても問題なく、汚水は排出されないで周辺農地への影響はございません。 案件番号 3 番、譲受人が相川の会社、譲渡人が達者の方です。申請地は達者の田 2,319 m²のうち 126 m²、工事の期間だけ使用貸借権を設定し、資材置場として一時利用するものです。期間が、許可日から令和 6 年 3 月 15 日までです。場所は、佐渡一周線沿いの相川地区の姫津北バス停から東北東に約 650m に位置しており、農地区分でいうと、農振農用地に該当します。農振内農用地は原則転用できないのですが、一時転用である場合、許可は可能です。また、汚水は排出されないで、農地への影響もございません。許可基準を満たしております。 案件番号 4 番、譲受人が東大通の会社、譲渡人が青野の方です。申請地は金井新保の畑 1,518 m²、所有権の移転・売買です。申請理由は、小中学校、保育園、市役所等公共施設、病院も近く便利であり、住宅の需要が見込まれるため、建売宅地分譲 5 棟建築したいものです。場所は、国道 350 号線、金井中学校入口信号から東に約 230m に位置する農地で、市街地の中にある第 3 種農地に該当します。借入金で全て賄えるため実現性においても問題ありません。また、汚水は公共下水道へ排出するため、周辺農地への影響もございません。 案件番号 5 番、譲受人が畑野、譲受人が羽茂村山の方です。申請地は羽茂村山の畑 3 筆 234 m²、所有権の移転・売買です。変更目的は、住宅の新築です。申請理由は、将来の親の介護に考え、実家に隣接した申請地に建築したいものです。申請地は、国道 350 号線村山バス停から西に 40m に位置しております。申請地周辺は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地、農地の広がり 0.9ha 程度で第 2 種農地に該当します。実現性において問題なく、汚水は浄化槽設置して排出するため、周辺農地への影響もなく、形状など利用計画を確認し、止むを得ないと判断しました。許可基準を満たしております。 案件番号 6 番、申請者が名古屋の会社、申請地は羽茂小泊の田 16,584 m²のうち 4.8 m²、賃借権の設定です。 申請目的は、太陽光発電設備の支柱の設置で、申請理由は、南側に対応を遮断するものがなく、日当たりがよく、一定程度の面積を確保でき、農地を分断する恐れのない便利な場所に設備を設置し、パネル下部ではワラビを栽培するものです。 農振農用地区域内の一時転用で、許可日から令和 8 年 12 月 26 日までとなっております。令和 4 年 8 月許可分の再許可となります。場所は、羽茂小泊のバス停から北に約 400m に位置する農地です。 実現性において設置済みで問題なく汚水を排出しないので、周辺農地の被害の被害はありません。以上です。 それでは、案件番号 1 番について現地調査を行った 7 番山田委員から報告をお願いします。 7 番山田です 12 月 26 日に農業委員と推進委員、事務局で現地を確認いたしました。 申請地は事務局説明の通り両津地区、上横山の縦一団の農地の端っこにあり、農地を分断するおそれはありません現在の資材置き場が手狭になったため、工場のす
---------------------------	---

	ぐ前の方に設置するものであり、やむを得ないものと思います。資材置場であり、汚水は排出されないので、周辺農地への影響はありません。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは案件番号 2 番について現地調査を行った 1 番藪田委員から報告をお願いします。
1 藪田 亨	案件番号 2 番につきまして、10 月 30 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。申請地は両津地区、原黒の農地で市街地の中にあります。 目的が庭の設置でありまして、問題ないものと考えております。また汚水は、排出しないため農地への影響はございません。転用の基準を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	それでは、案件番号 3 番について、現地調査を行った 13 番北見委員から報告をお願いします。
1 3 北見 尚志	案件番号 3 番につきまして、12 月 20 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認しました。申請地は事務局の説明のとおり、相川地区、達者の田。 かんがい排水工事の工事期間だけ一時的に資材置場として利用するので、やむを得ないものと思います。ご審議よろしく願い
議 長	それでは、案件番号 4 番について、現地調査を行った 5 番仲川委員から報告をお願いします。
5 仲川 庸一	案件番号 4 番につきまして、12 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。申請地は事務局説明のとおり、市街地の中にある農地で便利な場所にあります。 また、汚水は公共下水道へ排出するため、農地への影響もないと思います。占用許可基準を満たしております。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	それでは、案件番号 5 番、6 番について、現地調査を行った 19 番大野委員から報告をお願いします。
1 9 大野雄一郎	案件番号 5 番は、12 月 25 日。6 番は、11 月 15 日に農業委員と推進委員、事務局で現地確認しました。案件 6 番の発電パネルは設置済み、再設定するものです。下部農地では、ワラビを作付しておりました。許可基準を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 6 番につきまして、一括して採決を行います。今回は県農業会議への諮問の必要がない案件です。これらの案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」6 件を許可することに決定いたします。 次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」130 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積計画（貸借）につきまして、説明をいたします。議案書は別冊の農用地利用集積計画です。今月は 130 案件ございます。 案件 1 番、梅津地内の田 1 筆 1,565 m²。梅津の方から梅津の方へ、10a 当たり 7,000 円。期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日まで 5 年間貸借するものです。これについては新規の契約になります。この借り手、貸し手及び案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は議案書に記載のとおりです。 28 頁までの案件 1 番から 49 番の計 49 件は相対契約による利用権設定、29 頁以降の案件 50 番から 130 番の計 81 件は、農地中間管理事業による利用権設定です。今月は委員の皆様が関与する議事参与案件はございません。 なお、農地中間管理事業による 55 頁の案件 85 番から 80 頁の案件 129 番までの 45 件につきましては、畑野地区の新設農事組合法人への利用権設定になります。 以上、利用権設定に関わる案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 （意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、先に議事参与案件から採決を行います。はじめに案件 1 番から 130 番の案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 5 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定」130 件について原案のとおり決定することにいたします。 次に、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」5 件を上程します。はじめに、編入案件の 1 番について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書 18 頁をご覧ください。このたび農振の意見照会ということで佐渡市長から農振の編入に係る手続きの入口の段階で農業委員会に意見を求めるものとなります。 農振区域への編入 1 件を説明させていただきます。新穂地区下新穂の案件です。新穂舟下の方からの申請です。変更目的が、環境保全型農業を直接支払制度の対象とするため、編入したいということで申請されたものです。場所は、下新穂の田 16 筆 6,620 m²です。農地として適正利用されるものであれば問題ないものと思わ

議 長	れます。説明は以上です。 それでは、案件番号1番について現地調査を行った18番金切委員から報告をお願いいたします。
18金切 秀明	案件1番について、12月19日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。事務局の説明のとおり編入目的は妥当であり、編入することに問題ないと思われます。以上です。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。編入案件1番につきまして、採決を行います。編入案件1番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」編入案件1番を原案のとおり決定することにいたします。 続きまして除外案件2番から5番につきまして、審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案書19頁からになります。案件番号2番から説明させていただきます。畑野地区小倉の案件です。小倉の方からの除外申請です。申請地は、小倉の田3筆559㎡。変更目的は、農家住宅の新築です。場所は、県道多田皆川金井線沿いの小倉のバス停から南東に約200mに位置しています。申請地の区分は、第2種農地。公共投資の対象となっていない小集団の農地、農地の広がり、0.1ha程度です。生産力の低い農地で、非農地を含めた代替性の検討で整理ができれば問題ないものと思われます。 案件番号3番です。畑野地区松ヶ崎の案件です。畑野の方からの除外申請です。申請地は、松ヶ崎の畑476㎡。変更目的は一般住宅の新築です。場所は、松ヶ崎の町の中で、旧道沿いの松ヶ崎東バス停から東に約50mに位置しております。 申請地の農地区分は第2種農地、公共投資の対象となっていない小集団の農地、農地の広がり、0.1ha程度です。生産力の低い農地で農地に該当するものと思われます。非農地を含めた代替性において、整理ができれば問題ないものと思われます。 続きまして案件番号4番です。小木地区小木大浦の案件です。小木大浦の方からの除外申請です。申請地は、小木大浦の田2,982㎡のうち62.13㎡。変更目的は、携帯電話基地局の設置のためです。既にこちらの方を令和3年5月31日付で非農地証明済みであり支障ないものと思われます。 続きまして案件番号5番です。羽茂大橋地区の案件です。羽茂大橋の方からの除外申請です。変更目的は、植林です。申請理由は、申請地の隣接地に柿の樹園地があり、風害を防止するため植林したいものです。申請地は、羽茂大橋農協のカント

議 長 10 忠野 佳純	リーエレベーターから西に約 1,700m に位置しています。申請地周辺は、公共投資の対象となっていない小集団の農地、農地の広がり 0.5ha 程度です。 生産力の低い農地で第 2 種農地に該当するものと思われます。非農地を含めた代替性において整理ができれば、やむを得ないものと思われます。以上です。 それでは、案件番号 2 番、3 番について現地調査を行った 10 番忠野委員から報告をお願いいたします。
議 長 20 西野 春彦	案件番号 2 番、3 番について、12 月 19 日農業委員会事務局と現地写真で現地を確認しました。事務局の説明のとおり、両方とも住宅建築のため除外目的は妥当であり、周辺農地への影響はないと思われますので、除外することに問題はないと判断します。 それでは、案件番号 4 番について現地調査を行った 20 番西野委員から報告をお願いいたします。
議 長 8 本間 隆	案件番号 4 番は 12 月 6 日、農業委員、事務局とで現地を確認しました。除外目的は妥当であり、周辺農地への影響はないと思われますので、除外することに問題ないと判断しました。以上です 最後に、案件番号 5 番について現地調査を行った 8 番本間隆委員から報告をお願いいたします。
議 長 8 本間 隆	案件番号 5 番につきましては、12 月 25 日末の農業委員と事務局で現地を確認いたしました。除外目的は妥当であり、周辺農地への影響ないと思いますので除外することに問題ないと思うため、除外するのは問題ないと判断いたしました。
議 長 議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし) ご質問等がないようですので、採決を行います。除外案件 2 番から 5 番につきまして、一括して採決を行います。除外案件 2 番から 5 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見」除外案件 2 番から 5 番につきまして、原案のとおり決定することにいたします。以上で農地部会所掌案件における議案審議はすべて終了いたしました。 それでは、「佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書について」、を上程します。 事務局から説明をお願いします。

局 長	それではご説明いたします。議事関係資料の 1 頁をご覧ください。議案第 7 号佐渡市の農地等利用最適化推進施策等に関する意見書を添付しております。続きまして 19 頁をご覧ください。委員、推進員等のご意見を踏まえまして、意見書の概要版を作成させていただきました。概要版につきましては、意見書の四角囲みを除いたものということで取りまとめをしたものでございます。 本件につきましては、説明をさせていただきますが、先月開催をした第 8 回総会の協議報告事項において構成案について協議していただきました。構成案については 3 頁に添付しておりますとおりでございます。全体構成として添付をしております。 その後、今月の 14 日には農業者などと農業委員会の意見交換会を開催、19 日には農政振興部会、農地部会におきまして意見書の素案について協議いただいたところです。 また 21 日には、農地利用最適化推進会議を開催しまして、皆様に協議いただきました。意見書の内容につきましては、農地利用最適化推進会議と同じですが、先ほどご説明したとおり、ご意見を踏まえて、概要版を作成しております。 本日総会でご審議いただいた後、承認をいただきましたら、直ちに佐渡市長等に提出させていただく予定でございます。説明は以上です。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 7 号 佐渡市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」につきまして、原案のとおり決定することにいたします。 それでは次に、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」、を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議事関係資料の 27 頁から議案第 8 号①ということ、あと 32 頁から議案第 8 号②ということで資料を用意させていただきました。農地法の利用の最適化の推進に関する市につきましては、農業委員等に関する法律第 7 条の規定に基づき、農地等の最適化の推進に関する目標などを定めるものとなっております。 指針の見直しにつきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である 3 年ごとに行うことにしておりますが、本年度においては、委員等の改正に加えまして、改正農業経営基盤強化促進法第 5 条第 1 項に規定する新潟県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する佐渡市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正が行われたことを受けまして見直しを行うものとなります。説明は以上です。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

	(意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 8 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」原案のとおり決定することにいたします。 それでは次に、「令和 6 年度農作業参考賃金一覧表について」を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	議事関係資料の 37 頁、議案第 9 号ということで資料を用意しました。農作業参考賃金につきましては、賃借料情報とともに、農業委員会法第 6 条第 3 項第 2 号に基づきまして、調査及び情報の提供を行うものとなります。農作業参考賃金一覧につきましては毎年度 11 月に周知しておりますが、今年度は 2 月の周知を予定しております。なお、ホームページ上では 1 月に公表したいと考えております。説明は以上です。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。令和 6 年度農作業参考賃金一覧表について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 9 号 令和 6 年度農作業参考賃金一覧表について」原案のとおり決定することにいたします。 それでは、農地部会協議報告事項に移ります。はじめに、「農地の転用事実に関する照会」1 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案集の 20 頁をご覧ください。今月法務局照会 1 件ございました。申請者が茨城県取手市の方で、土地の表示は市野沢の畑 56 m ² です。現況は非農地、宅地でした。転用許可不要の 2 a 未満の農業用施設用地でした。確認委員、確認日は議案書記載の通りです。法務局佐渡支局に回答させていただきました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、次に「農地転用事実確認願」1 件について事務局から説明をお願いします。

事務局	議案書 21 頁になります。転用事実確認願 1 件ございました。申請者が新潟市の方で土地の表示は窪田の畑 275 m²、転用許可を取っております。5 年 11 月 29 日に佐農委許可 4014 号で農地法の 4 条許可を取っておりました。転用目的は車庫と庭です。確認委員と確認日は議案書記載のとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、次に「農地法施行規則第 29 条の届出」1 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書の 22 頁になります。2 アール未満の届出です。農業用施設に係る届け出となります。今月 1 件ございます。沢根五十里の方からの届け出です。場所は沢根五十里の畑 1699 m²のうち、166 m²。農機具小屋、作業場の設置です。工事期間は 6 年 1 月 15 日までとなっております。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、次に「農地改良届の受理」2 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案集の 23 頁をご覧ください。今月、改良届 2 件ございます。 1 件目です。申請者が立野の方で、土地の表示は田で 581 m²です。改良目的といたしまして、盛土成型し畑として効率利用するためということで、土質は粘性土・砂質混りで土量が 350 m³、期間が 5 年 12 月 1 日から 6 年 11 月 30 日までとするものです。 続きまして 2 件目です。申請者が中興の方、土地の表示は千種の田 3 筆、合計 2,098 m²です。改良目的といたしまして、盛土成型し果樹畑として効率利用するためということで、土質は粘性土・砂質混りで土量が 1,400 m³、期間が 5 年の 11 月 30 日から 6 年 3 月 31 日までとなっております。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、次に「農地法第 18 条の規定による通知」28 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明をいたします。議案書は 24 頁から 39 頁までです。今月は 28 件ございます。今月、受け手が不在となる利用調整案件が案件 6 番と 17 番の 2 件ございますので、受け手探しにご協力をお願いいたします。説明は以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、次に「認定農業者について」事務局から説明をお願いします。
事務局	認定農業者の認定の状況について報告いたします。今月は 12 月 8 日審査分で計 3 件ございます。うち新規が 2 件、再認定が 1 件です。説明は以上です。 ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、農政振興部会協議報告事項に移ります。はじめに、「巡回農事相談会について」事務局から説明をお願いします。
事務局	議案集の 38 頁をご覧ください。令和 5 年度巡回農事相談担当者一覧がございます。今回 3 回目の相談会となりまして、相談日は 1 月 16 日、時間は 10 時から 1 時間半となっております。相談者は 3 件ございました。相川地区、佐和田、畑野地区でございます。 この地区につきましては、資料を揃えて本日会議前に担当委員に配付しておりますので、内容等をご確認いただきたいと思います。 また一緒に相談される推進委員についてもこの情報を送らせていただいております。その他。相談がない 7 会場については、全て施設はキャンセルしておりますし、今日ご出席の農業委員の方につきましては、担当される推進委員に会議がないことをお伝えいただきたいと思います。恐縮ですが、よろしくお願いいたします。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、次に「新規就農者訪問」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	農地振興部会による新規就農者訪問が 2 件ございました。39 頁から 41 頁です。訪問されました各委員から、その概要についてご報告をお願いいたします。
農業委員	(農業委員 報告)
議 長	次に「JA 推薦委員からの連絡事項等、会務報告・会務予定」に入らせていただきます。

	(J A推薦委員説明)
事務局	(事務局説明)
議 長	以上で、会務報告・会務予定についての報告が終わりました。ただ今の会務報告・会務予定の報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	それでは、以上で、日程第3「協議・報告事項」を終了いたします。これをもちまして、本日の議案審議等はすべて終了しました。委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。
局 長	皆さまには慎重審議をいただき、大変ありがとうございました。それでは、終わりに、佐々木隆正会長職務代理者より、ご挨拶を申し上げます。
佐々木会長職務代理者	大変お疲れ様でした。慎重審議ご審議いただきまして、ありがとうございました。これからこの気候変動がどういうふうに変化していくか全く予測がつかないと思います。今日は大変お疲れさまでした。

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 2 4 番 金田 勝廣

署名委員 1 1 番 中川 義弘

署名委員 1 2 番 古屋野 勝